

「下川町地域材利用推進方針」の概要

平成 23 年 11 月策定
平成 30 年 5 月改正
令和 5 年 3 月改正

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」に基づき、「北海道地域材利用推進方針（平成 23 年 3 月策定）」に即して、下川町内又は北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材を「地域材」と定義し、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）等における地域材の利用の推進に関する基本的な考え方を定めるもの。

▼ 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進が、森林資源の循環利用による林業・林産業の成長産業化や地域の活性化、脱炭素社会の実現等に貢献すること。
- ・地域材の需要を拡大するため、町は率先して公共建築物等で地域材を利用するとともに、さらに町民への普及を図る必要があること。
- ・建築物等については、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ること。
- ・建築物等の整備に当たっては、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用に努めること。

▼ 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・町は建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を推進すること。

▼ 町が整備する公共建築物等における地域材の利用の推進

- ・町が整備する公共建築物等のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められていない低層の公共建築物については、原則として全て木造化とすること。
- ・木造化が困難な場合でも町民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を図ること。
- ・公共建築物において使用する備品等は地域材製品の利用を推進すること。
- ・森林バイオマスを燃料とする木質バイオマスボイラ等の導入を推進すること。
- ・公共土木工事における地域材の利用を促進すること。

▼ 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・森林計画等に従った伐採及び造林等を確保すること。
- ・林内路網の整備、施業の集約化等により林業の生産性の向上を図ること。
- ・地域材の安定的な供給体制の整備等に取り組むこと。

▼ 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・鳥獣被害侵入防止柵など農業施設での地域材の利用を促進すること。
- ・木質ペレットなど木質バイオマスのエネルギー利用を促進すること。

▼ その他必要事項

- ・設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めること。

- ・木造の建築物や木製の土木用資材の劣化対策等による長期利用について考慮すること。
- ・町は関係部局等と情報を共有し、公共建築物等の整備・施工において地域材の利用拡大を促進すること。